
令和 6 年 第121回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 6 年12月18日（水曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 6 年12月18日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第 120号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 第 112号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 第 113号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 第 114号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 第 116号議案 令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 第 118号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 第 119号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 120号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 第 112号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 第 113号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 第 114号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 第 116号議案 令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 第 118号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 第 119号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 第 121号議案 神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約締結事項の変更の件
- 追加日程第 2 第 122号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 123号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 第 124号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 125号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第 3 第 126号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）
- 追加日程第 4 第 127号議案 令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 5 第 128号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 6 第 129号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 7 第 130号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 8 第 131号議案 令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 9 第 132号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第10 第 133号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第11 第 134号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

1 番 小 島 義 次	7 番 松 岡 宣 彦
2 番 木 村 秀 幸	8 番 藤 森 正 晴
3 番 小 寺 俊 輔	9 番 藤 原 資 広
4 番 廣 納 良 幸	11番 栗 原 廣 哉
5 番 安 部 重 助	12番 澤 田 俊 一
6 番 吉 岡 嘉 宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒 田 勝 樹		木 村 弘 美
税務課長	藤 原 一 宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長 井 千 晴		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積		井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩 田 勲		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石 橋 啓 明		宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高 橋 吉 治		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 121 回神河町議会定例会、第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 120 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1、第 120 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本議案は、定例会 2 日目に提案がございました。質疑を行った後、本日討論を行うものでございます。

それでは、上程議案に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第 120 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 2 0 号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第 1 1 2 号議案から第 1 1 4 号議案、第 1 1 6 号議案、第 1 1 8 号議案、第 1 1 9 号議案の各議案について経過を説明します。

各議案については、1 2 月 4 日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど、第 1 2 0 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）が可決しましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

日程第 2 第 1 1 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2、第 1 1 2 号議案、令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 1 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 1 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 3 第 1 1 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3、第 1 1 3 号議案、令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 1 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 1 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第114号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第114号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第116号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第116号議案、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第118号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第118号議案、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第119号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第119号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を9時30分とします。

午前9時07分休憩

.....
午前9時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 休憩中に町長より第121号議案から第134号議案までの14議案が提出されました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、14議案の審議方法等について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました、工事請負契約締結事項の変更の件1件、条例改正4件、補正予算9件の計14件の議案について、審議方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の審議方法については、提案説明の後、質疑を行い、討論、表決をお願いすることとしています。議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程（第3号）、日程第8の前に提出のあった14件を第121号議案から第134号議案を追加日程第1から追加日程第11として加え、直ちに審議いただくことにしております。

以上のように議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第121号議案から第134号議案までの14議案を追加日程第1から第11として直ちに日程

に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第１２１号議案から第１３４号議案までの１４議案は、追加日程第１から第１１として直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、お手元の議事日程第３号の追加１の審議に入ります。なお、議事の進行上、事務局による議案の朗読は省略いたします。

追加日程第１ 第１２１号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第１、第１２１号議案、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第１２１号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約締結事項の変更の件でございます。令和５年９月１１日締結以降に変更要件が発生したため、契約金額を当初契約７億９,７５０万円を８億２,７２５万５,０００円に変更するもので、２,９７５万５,０００円の増額となります。

主な変更内容は、敷地内の掘削により発生しました転石等の撤去、真砂土整地の追加、建築施工に係る追加・仕様・数量の変更によるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、第１２１号議案、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約締結事項の変更の件について、詳細のほうを説明をさせていただきます。

このたびの変更につきましては、先ほど町長の提案の中でもありましたとおり、令和５年９月１１日付、大鉄工業株式会社神戸支店と締結をいたしました契約の変更でございます。今回は契約金額のみの変更でございます。

当初契約金額７億９,７５０万円を２,９７５万５,０００円増額いたしまして、８億２,７２５万５,０００円に変更をさせていただきたいというものでございます。

その要因といたしましては、次のページ、２ページ目以降に工事変更概要ということ概要をつけさせていただいておりますけれども、工種としまして、建築工事、電気設

備工事、それから、次の３ページになりますけれども、機械設備工事における増額、それから、それに伴う共通経費と消費税ということの金額になっております。

変更の主な内容につきましては、外構を含む建築工事につきましては、まず最初に減額要因でございますけれども、①の部分でございます。ラップルコンクリートの取りやめでございます。建物の敷地の地盤改良費ということでございますけれども、当初の設計におきましては、地盤が軟弱な場合を想定して見込んでおった経費でございますけれども、結果といたしまして、地盤につきましては十分な強度があると判断させていただきまして、今回取りやめたものでございます。それに伴いまして６１０万９,０００円の減額というところになっております。

次に、増額の主な要因でございます。②番の家具ベンチ、それから図書の返却口設置工事の追加でございますけれども、当初これにつきましては備品購入で対応するというふうなところにしてございましたけれども、躯体工事というふうなところの兼ね合いというふうなところがありますので、今回、建築工事のほうに変更をし、追加をさせていただきまして、５１６万円の増額ということになっております。

③、④につきましては、工法の変更、仕様の変更で２１５万円の増額、⑤番、⑥番につきましては、地盤の掘削時に出てまいりました転石、石でございます。石及びコンクリート殻、前の校舎を取り潰したときの殻というふうなことになりますけれども、それが地中にあったということで、コンクリート殻の運搬、処分費ということで６２０万円の増額。また、⑦から⑨までですけれども、表面の仕上げの変更でございますけれども、敷地建物の東部分から北側部分の仕上げとなりますけれども、真砂土の追加、それから、舗装部分と芝生部分との区切りに見切り材というものを追加をさせていただきたいというふうに思います。

それから、大型バスの駐車場、当初は土舗装、土での仕上げというふうなところを予定しておりましたけれども、やはり大型車両が入るというふうなところから、アスファルト舗装へ変更をさせていただきたいというところでございます。１,０７０万円の増額ということになります。建築工事の部分につきましては、差引き合計１,９１０万円の増額とさせていただきたいというところでございます。

次に、電気設備となります。①から③につきましては仕様の変更などで、アンテナの取りやめ、それから照明器具の変更というふうなところで３２２万１,０００円の減額という形になっております。

また、④から⑦につきましては、放送設備設置のためのポールの建柱、それから、配管ルートの変更などによりまして４１４万６,０００円の増額ということで、合計といたしましては７０万円の増額ということになります。

次に、機械設備、３ページになりますけれども、機械設備工事でございます。マンホール蓋の変更でございます。今回のマンホール蓋の変更につきましては、ＪＲ播但線の利用促進事業で作製をいたしました、カーミンをモチーフに作りましたカラーマンホー

ルの蓋でございますけれども、この蓋を今回の施設にも設置したいというふうに考えさせていただきました。マンホール蓋は2つを予定しておりまして、その変更ということで67万4,000円の増額。差し引きしまして、機械設備工事につきましては70万円の増額ということになっております。

以上、建築工事、それから電気設備工事、機械設備工事の変更額の合計、直接工事費につきましては2,050万円ということになります。それに伴う共通経費が655万円、合わせまして2,705万円ということになります。その消費税270万5,000円を追加いたしまして、変更の工事費合計が2,975万5,000円というふうになります。

なお、工期につきましては、当初契約どおり令和7年3月21日までということで変更はございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この工事につきましては、昨年の9月のときに2回の不落の後に副町長のほうから説明あったものですけども、当初はデジタル田園都市国家構想交付金かな、それをできる限りたくさん得られるように、業者と話を進めていきますというようなお話でした。あの工事にかかったのは、今年の御用始めの頃から着手したと思います。当初の予算上は2億あったんですけど、交付金はね。2億には、完成の段階ですからそこまでいかないにしても、できる限り頑張っていきますという話だったんですけども、実際は1,100万余り、たったそれだけしか交付金が得られませんでした。

その後、工事進んでるわけですけども、下請率の入札要件が10%以上というようなくだりがあるんですけども、実際は3分の1程度しかできてないということで、そこら辺の話を、この変更契約結ぶまでにされるのかどうか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。経過につきましては、今、藤原議員のほうがおっしゃっていただいた経過というふうなところでございます。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、当初2億円の予定で交付申請させていただきました、国のほうから決定通知をいただいたというところでございます。

事業を実施するべく入札等を実施してまいりましたけれども、このたびの物価上昇等におきまして、なかなか入札、落札をいただけなかったということで、最終的には、今お願いしております大鉄工業株式会社のほうに、随意契約というふうな形で、9月の11日に契約をさせていただいたというところでございます。そのときの入札参加資格の

中には、地元業者、大鉄工業につきましては町外業者になりますので、地元業者を１０％以上参加させて、請負金額の１０％以上というところなんですけれども、１０％以上の下請、町内業者に下請させる見込みのある者というふうな形の中で、入札公告の中でうたってあったというふうなところでございます。

今回、最新の分では、前回３．３３％というふうなお話もさせていただきましたけれども、あまり変わっておらず、３．５８％というふうなところの下請率というふうなところまで来ておるといふふうなところでございます。

今回、変更するに当たりまして、その辺はどうなるのかなというふうなところなんですけれども、あくまでも前回の総務文教常任委員会的时候にもお話もさせていただきましたけれども、今回の変更の金額につきましては、その１０％の枠には入れないというふうなところ。あくまでも入札の参加資格の条項の中でうたってたというふうなところですので、当初の、言いました７億９，７５０万円に対する１０％に対する町内の下請業者というふうな捉え方で考えさせていただくというふうなところでも説明をさせていただきました。

そうすることによりまして、今回の２，９７５万５，０００円を例えば足し込んで、言いましたトータル８億２，７２５万５，０００円の１０％というふうなところで考えますと、今３．５８と言いましたところが３．１４％程度に下がるというふうなところになってくるというふうなところになります。

先ほど申しましたとおり、今回の部分につきましては、当初の契約金額に対する１０％というふうなところの捉え方で、今現在も大鉄工業株式会社のほうに努力をしてくれと、努力をせえというふうなところで指示を出させていただいておるといふふうなところでございます。

また、委員会のほうでも顧問弁護士等にも相談をしながらというふうなところでお話もいただいておりますので、副町長を筆頭に、顧問弁護士のほうにも相談をさせていただいたというふうなところなんですけれども、相談の結果、やはりそういった条項については、契約書の中に書き込むべきというふうなところございまして、今回の契約書の中にはそこまでの条項を入れていないというふうなところですので、それを基にきつく、極端に言いましたら、請負金額を払わないというふうなところはできないというふうな弁護士先生との見解というふうなところでございますので、今現在は、できるだけ多く、１０％ですね、１０％に近づくように、下請業者のほうに入っただけのように努力をするようにというふうなところの指導をさせていただいておるといふふうな状況でございますので、最終的には何らかの形で話をしていくということになろうかなというふうに思いますけれども、今の状況としましては、そういうふうな状況というふうなところで御認識をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） ９番、藤原です。最初のほうでも言いましたんですけど、工事に着手したの年明け、御用始め以降ということで、工程管理も不備があって遅れてきてます。ましてや今の話ですけども、入札公告で参加要件としてうたったものが守られてない。その話も今、最初にお尋ねしたのは、いわゆる契約するまでにその話を詰められますかっていう話を言うたんですね。その答え返ってきてないんですけど、その話を押さえとかないと、変更契約してからではその話できませんよ、多分。

やっぱりそのことをはっきりしてもらわないと、業者の勝手云々じゃなくて、こっちがどう指導してどうするのか、こと決めとかないと、契約条項うたっていないからどうですよなんて、そんなの今に始まった話じゃありませんやん。やっぱり監督は監督でしっかりせんと、こんな宙ぶらりんで大きな金動かしてて、そんな話もできない話やし、そこのよくよく考えてされないと、これ、一旦契約してもうたら、もうね、あとは恐らくお金どうやこうやいう話ししにくいだと思いますんで、契約するまでにすべき行為だと思うんですけど、そこら辺の聞かせてくださいね。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。２点ありますが、今回の契約する前にという話なんですが、先ほど石橋のほうから話しされたように、顧問弁護士と協議しましたところ、違約金という形で求めることができない。なぜかという、契約の中にある項目ではないからということです。

じゃあ、どうするのかということですが、交渉という形になりますということで、交渉ですから、今、藤原資広議員が御指摘のとおり、交渉するタイミングがいつなのかという話になろうかと思います。この契約する前にやるというのも一つの交渉のタイミングかなとは思いますが、この工事契約に関しましては仕上げ工事までの契約でございまして、当然これを遅らせると、当然仕上がりが遅くなるということでありまして、そうすると工期を延ばしていかなければいけないというふうなことで、もう既に始まって仕上げに向かっている工事を途中で止めるっていうことは、いずれにしてもできないということだと思います。

最終的には支払いをするまでの間に、契約を進めて、工事を進めていかなければいけないということは最優先やと思ってます。最終的に支払いをする段階においてどうするのかというのは、最終段階までの間に交渉すべきことというふうに位置づけてますんで、今回、契約は契約とさせていただきながら、交渉は交渉。この件につきましては、前の従来の委員会でも言っていましたけれども、先方も大変難しいということを言いますが、うちのほうはそれを認めますというのは１回も言ってませんから、常に求めているという状況は続いているということです。契約は契約でさせていただいて、交渉は交渉でさせていただきたいと今は思ってます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ９番、藤原議員。

○議員（９番 藤原 資広君） ９番、藤原です。その１０％の目指して努力していくい

う話なんですけど、今の段階、多分七十七、八％でもできてるのかな。その段階で下請でできる部分残ってるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。現実問題として、今御指摘のとおりだと思ってます。今から残ってる部分を全部下請に回しても、10％に届くとは思えません。工法の中身見てもそうですし。ですから、届かないということはもう既に分かっているということです。届かないときに、違約金ではなくて、どう交渉するかというところに関しては、今後の話ということになるので、最終段階の支払いをするまでの交渉というふうには思ってます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 建築工事1,910万円の中の7番目ですね、敷地北側真砂土整地の追加650万とあります。理由は石、殻が多いため、真砂土の整地による化粧仕上げを追加。これ、ちょっと1点確認したいんですけど、この真砂土ですね、今、市川町浅野のごみ処理施設で造成工事してますね。ここで多分真砂土がたくさん出ていると思うんですけど、これの活用は考えられませんか。それ、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。栗原議員おっしゃっていただいた分、議長のほうからもそういうふうな御意見をいただいていたというふうなところで、すぐにそのクリーンセンターの現場のほうも確認をさせていただきまして、土等も見させていただいたというところなんですけれども、やはりその現場の土の中には、小さい石とか殻が非常に多く混ざっておるというふうなところでして、また、その土自体も少しべたつきのある土というふうなところで、それを利用してひいた場合には、そういった石の除去等の選別といいますか、分ける手間がかかってくる。そうすることによって、やはり真砂土代金的にも若干増えてくるというふうな見込みというふうなところで、今回は正規の真砂土を購入するというふうなところで、今回追加をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。ただ、そういうふうないろんな工事がありますんで、いろんなところに目を向けて、活用できるもんを活用していけば、例えばその650万でも浮く場合が出てくると思うんで、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長、石橋でございます。ありがとうございます。

そこ見るだけじゃなくて、幅広く見させていただく中で、全体の工事、それからほかの工事も見ながら、使えるものは使っていくというふうなところ、今後につきましても

見ていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

2 番、木村秀幸議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村秀幸です。藤原議員の質問の続きになります。

契約書は抜け目があってはならないと思うのですが、なぜ契約書に地元業者下請率 10 %を記載しなかったのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

今回、契約書に記載していなかったというふうなところにつきましては、行政といいますか、神河町役場につきましては、工事請負、それから業務契約というのは決まった様式というふうなものがありまして、その中に特記する部分については、やはりきちっとうたい込んでいくというふうなところが通常というふうになっております。

なんですけれども、今回につきましては、参加入札の公告の中でそういったところをうたっておりまして、入札に参加するというふうなところは、その辺はきちっとできておるというふうなところで、あえて、もう入札といいますか契約の中には書き込んでいないというふうな状態でございます。

先ほどもありましたとおり、顧問弁護士さんとも相談した中で、そこがないというふうなところで、そういった違約金等の請求ができないというふうなところを確認した後になってしまいうんですけれども、やはりそういった事項についてはきちっと書くべきであったなというふうなところについては、もちろん反省をさせていただいておるというふうなところでございますけれども、今回、書いてないというふうなところについては、入札参加資格と、入札に参加した後の契約というふうなところになりますので、そこまでは書き込んでなかったというふうなところが実態というふうなところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2 番、木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。やっぱり契約書なんでとても大切なものだと思うんです。やっぱり軽い契約じゃなく、こんだけの金額が入るので、とても大事なので、それはせなあかんと思うんです。

その地元の業者下請率 10 パーは公募の条件だったため、辞退した業者もあるかもしれませんよね、それなのに 10 パーを守らない、それにペナルティーがないのなら、正直者が損することになります。

その 10 パーを達成しなかった場合、少なければ少ないほど町に入ってくる税収も減りますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋でございます。もちろん最終的に考えましたら、そういうふうなところもあるかもしれないという

ふうなところでございます。

町が10%以上下請に入れるっていうふうなところは、もう一つの見方としましては、やはり大手ゼネコンさんの技術等々、そういった部分についても町内業者に学んでいただくというふうなところも含めて、10%以上の下請率というふうなところを入れさせていただいたというところでございます。

もう一つ、最近の動向を見ましたら、一昔という言い方はちょっとおかしいんですけども、どこの契約自体にも、ほかの市町にもなるんですけども、そういった条項があったというふうなところなんですけれども、最近やはり、なかなか独占的な、町内の業者を入れなさいという行政指導というふうなところが、やはり法的なところというふうなところもありまして、少なくなってきた状態でございます。あるとしましたら、努力義務というふうなところで今現在あるというふうなところで、努力をしてくださいという程度に、今ほかのところではなってきたというふうなところ。

私どもにつきましては、先ほど言いましたとおり、町内の土木事業者さん、建築事業者さん等に技術を学んでいただくというふうなところと、あわせて町内業者さんの売上げ等を取っていただくというふうなところも含めて、10%以上というふうな形でお願いをさせていただいてるというふうなところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第121号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第121号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第2 第122号議案から第125号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第2、第122号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第123号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第124号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第125号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号、第123号、第124号及び第125号議案について、関連がありますので一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定の判断しているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ改定を行うものでございます。

その改定の内容は、俸給表及び期末・勤勉手当の改正の2点で、今年の4月に遡って改正するものでございます。

まず1点目は、俸給表（給料表）の改定です。俸給に関する本年度の人事院勧告は、官民較差1万1,183円、率にして2.76%を引き上げる内容のもので、引上げ額としては採用市場での競争力向上のため、行政職一表の初任給を2万1,400円引上げ。若年層に重点を置き、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定するものでございます。

同様に、医療職（一）から（三）の給料表については行政職との均衡を基本に、初任給を2万1,400円から2万6,700円の範囲で引上げ。また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基に、初任給を1万9,400円引き上げるものでございます。

この職員の改定に倣い、会計年度任用職員につきましても同様に給料表の改定を行うものでございます。

2点目は、期末・勤勉手当の支給月数でございます。今年の人事院勧告において、国家公務員の期末・勤勉手当を0.1月引き上げる勧告があり、期末手当の年間支給月数を2.45月から2.5月に、勤勉手当の年間支給月数を2.05月から2.1月に引き上げる改正でございます。

この職員の改定に倣い、常勤の特別職の期末手当につきましても同様に0.1月引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

このたびの本４議案につきましては、本年の人事院勧告を受け、関連する給与条例等の改正を行うものでございます。改正の内容は、給料表及び期末勤勉手当を引上げを行うものでございます。

７０ページから参考資料３といたしまして、令和６年人事院勧告の給与改定の骨子を添付をしておりますので、最初に概要を申し上げます。

７１ページを御覧ください。給料表の改正につきましては、約３０年ぶりとなります高水準のベースアップとなっております、令和６年４月実施となっております。月例給は行政職の初任給、一般職の高卒を２万１,４００円、大卒を２万３,８００円引き上げるなど、職員採用を見据え初任給を大幅に引き上げるなど、若手職員に重点を置かれた内容となっております。連動しまして、定年前再任用短時間勤務職員の月額給も改正されてます。

ボーナスにつきましても、令和６年１２月期から期末勤勉手当を０.１月引き上げる内容で、期末手当及び勤勉手当に０.０５月ずつ均等に配当されることとなっております。配分につきましては、令和６年度は１２月期に、令和７年度は６月、１２月期に均等に配分されることとなっております。

続きまして、７２ページを御覧ください。これにつきましては、給与制度のアップデートというふうなところで、令和７年４月実施分としまして、給与法案の中身でございます。この内容につきましては、国の給与法案をしっかりと精査した上で、令和７年３月議会に提案させていただきたいというふうに考えておりますけども、その概要は給料表の改定でございまして、このたび、初任給及び若年層を重点的に大幅な引上げは令和６年度から先行実施し、資料では係長以上とありますが、給料表の３級から７級までの初号、最初のほうの号俸をカットしまして、これらの級の初号の給料月額の引き上げた給料表が改正される見込みとなっております。ただ、現時点では、神河町では給料表の切り替えによる影響はないものと認識をしております。

職員手当につきましては、地域手当を都道府県を１つの単位とし、兵庫県では４％を標準と、また、神戸市等につきましては８％などの別枠での設定となっております。この地域手当につきましては段階的に引き上げることとなっております、現在未支給地であります神河町の令和７年度の支給率は２％というふうに勧告をされています。

また、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、令和８年度に廃止されると。子ども手当につきましては、現在１万円を令和７年、８年に１,５００円ずつ引き上げるというふうな内容が主な内容でございます。

それでは戻っていただきまして、１ページの１２２号議案から説明をさせていただきます。

最初に、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案に準拠して一部改正をするもので、まずは2ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

第1条は令和6年4月1日を施行日として改正するもので、一般職の期末手当の12月期の支給率が100分の122.5から100分の127.5と引き上げられたことを読み替え、特定任期付職員の期末手当を100分の170から100分の175に引き上げるものでございます。

また、第7条の特定任期付職員の給与に関する特例で定めます別表、給料月額につきましても引き上げるものでございます。

続きまして、第2条は令和7年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期で平準化するために改正するものでございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを、1ページの議案として提案をさせていただきます。

続きまして、3ページ、第123号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まずは4ページ、新旧対照表で御説明を申し上げます。第1条は令和6年4月1日を施行日として改正するもので、本年12月の期末手当を0.1月引き上げるものでございます。特別職には勤勉手当という制度がないことから、一般職の期末手当及び勤勉手当の合算月数を期末手当に反映するものでございます。

第2条は令和7年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期で平準化するため改正を行うものでございます。

なお、在職期間率は6か月で1とし、5か月以上は0.8、3か月以上は0.6、3か月未満は0.3で、その期間率を乗じて得た数値が支給率となっております。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを3ページの議案として提案をさせていただきます。

なお、議員の期末手当につきましては、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例により、常勤の特別職の例に倣い、一定の割合を乗じて得た額とすると定めておりますので、このたびの改正により改正されるものでございます。

続きまして、6ページ、第124号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

一般職の職員の給与に関する法律案に準拠して一部改正するもので、まずは22ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条は令和6年4月1日を施行日として改正するもので、第29条第2項期末手当の支給率につきまして、12月期のみ100分の122.5から100分の127.5に引き上げ、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額も、12月期のみ100分の68.75から100分の71.25に引き上げるものでございます。

同様に第32条第2項第1号で一般職員の勤勉手当を定義してありますが、この支給率を12月期のみ100分の102.5から100分の107.5に引き上げ、同項第2項で定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を、12月期のみ100分の48.75から100分の51.25に引き上げるものでございます。

次に、給料表の別表を御覧ください。行政職は初任給を2万1,400円引き上げるなど、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で改定をされております。同様に、29ページからは医療職も改定をされておりますけれども、行政職との均衡を基本として初任給が引き上げられているものでございます。

続きまして、49ページ、第2条のほうを御覧ください。令和7年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当及び勤勉手当の支給率を6月期、12月期にかかわらず同率に平準化改正するものでございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを6ページからの議案として提案をさせていただきます。

なお、54ページから参考資料2として技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に初任給を1万9,400円引き上げるものでございます。

続きまして、73ページ、第125号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まずは、85ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

第1条は、令和6年4月1日を施行日として改正するもので、会計年度任用職員の給料表は常勤職員の給料表に倣うとされていること、また、令和5年度から一般職の給与改正の取扱いに準じて改正することを基本とされていることから、このたび別表1については行政職給料表を適用、90ページ以降については医療職の給料表を適用するものでございまして、公立神崎総合病院の会計年度任用職員に適用する給料表でございます。

以上の内容を条立てとして取りまとめたものを、73ページからの議案として提案をさせていただきます。

なお、このたび一括提案する4議案とも、人事院勧告に基づき改正を行うものでございますので、御理解を賜りますようお願いし、以上が詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

4議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点だけ教えてください。72ページ、人勧の資料があるんですけど、そこで勤勉手当の引上げが出てます。人事院は実際、人事評価制度の導入についてのものだと思うんですけど、人事院が導入するを言い出したのは何年から導入しなさいよと言うたんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。たしか、記憶ですけども、平成28年かぐらいのときから、そういったものをきちんとしていきなさいというふうになったというふうに記憶をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。最近だったら多分、令和3年9月かな、実際にこういう形になったと思います。なぜかいいますと、いわゆる標準者の約3倍までの幅があるということで、民間の給与体系に早く戻しなさいよという意味だと思うんですけども、この幅、これだけ幅が出てくると、遅くもね、今みたいな緩慢な対応できないと思うんですけど、この制度、仮に上げていくと、いわゆる令和7年度から実際人事評価制度を導入されるのかどうか、そこだけ教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。いつかというふうなところはここでは申し上げることはできませんけども、そういったことについて、これから調整をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第122号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第122号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第123号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第123号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第124号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第124号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決しました。

最後に、第125号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第125号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第3 第126号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第3、第126号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第126号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、令和6年度人事院勧告に基づく給与改定等によるものでございます。

補正の内容は、歳入では、今般の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を5,891万8,000円増額するものでございます。これにより、財政調整基金の残高見込みは16億5,400万1,000円となります。続いて、歳出では、議員、特別職の期末手当等を52万1,000円、一般職、再任用職員、会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当及び共済費5,530万6,000円、国民健康保険事業特別会計繰出金26万5,000円、介護保険事業特別会計繰出金161万6,000円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金46万4,000円、ケアステーション事業特別会計繰出金74万6,000円、合計5,891万8,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,891万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,326万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 2 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 2 6 号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第 4 第 1 2 7 号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第 4、第 1 2 7 号議案、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 2 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、歳入では、人件費及び共済費の増額により、一般会計繰入金の増額。歳出では、人件費及び共済費の増額でございまして。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 6 9 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第127号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第127号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第5 第128号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第5、第128号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第128号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、歳入では、人件費及び共済費の増額により、一般会計繰入金の増額と財政調整基金繰入金の増額。歳出では、人件費及び共済費の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,740万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。1点だけ教えてください。今回、歳入で一般会計の繰入金と、あと、財政調整基金からの繰入金とで補填してらっしゃるんですけども、この案分というか、そういう何かルールっていうのがあってあえて2つに分けて入れられてるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、一般会計の繰入金、職員給与等の繰入金につきましては、正規職員の分がこの分でありまして、それ以外の財調の分につきましては会計年度、それこそ専門員の方の給与分ということとなっております。

ます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

○議員（3番 小寺 俊輔君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第128号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第128号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第6 第129号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第6、第129号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第129号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、歳入では、人件費及び共済費の増額により一般会計繰入金を増額。歳出では、人件費及び共済費の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,894万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第129号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第129号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第7 第130号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第7、第130号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第130号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、歳入では、人件費及び共済費の増額により国県等補助金及び一般会計繰入金の増額。歳出では、人件費及び共済費を増額し、基金積立金で調整しています。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,607万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第130号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 3 0 号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第 8 第 1 3 1 号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第 8、第 1 3 1 号議案、令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 3 1 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、一般会計同様に、給与改定に伴う給与費の増額です。歳出において、人件費及び共済費を増額し、予備費で調整しています。

このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 1 3 1 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 1 3 1 号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第 9 第 1 3 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第 9、第 1 3 2 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 3 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

ます。

本議案は、令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う給料等の人件費133万1,000円の増額。予算収支均衡の原則から、予備費を133万1,000円減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出でも、人事院勧告の給与改定等に伴い、事務費の給料等で15万5,000円の増額をいたしております。また、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を2億2,128万1,000円に改めます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を148万4,000円増額し、3,874万5,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第132号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第132号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第10 第133号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第10、第133号議案、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第133号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う給料等の人件費147万2,000円の増額。予算収支均衡の原則から、予備費を

１４７万２，０００円減額いたしております。

次に、予算第４条の資本的支出でも、人事院勧告の給与改定等に伴い、事務費の給料等で３４万２，０００円の増額をいたしております。また、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を３億８，４１８万８，０００円に改めます。

次に、予算第７条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を１８１万３，０００円増額し、４，２１１万２，０００円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第１３３号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第１３３号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第１１ 第１３４号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第１１、第１３４号議案、令和６年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第４号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第１３４号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第４号）でございまして、補正予算（第３号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

補正理由は、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費８，０４７万６，０００円の増額で、収益的支出の補正のみです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。20ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど町長が申しましたとおり収益的支出の補正のみで、第2条に記載のとおり、補正額は8,047万6,000円で、病院事業費用の補正後の額は37億3,514万9,000円でございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を8,047万6,000円増額し、23億9,213万9,000円に補正いたします。

それでは、個々に補正内容を御説明申し上げます。21ページをお願いいたします。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の1節医師給から5節技能労務員給の給料を2,071万9,000円、6節医師手当から10節技能労務員の手当の期末勤勉手当を1,312万5,000円、11節賞与引当金繰入額を776万7,000円、12節会計年度任用職員の報酬を1,787万7,000円、13節会計年度任用職員手当の期末勤勉手当を881万7,000円、14節法定福利費を1,069万7,000円、15節法定福利費引当金繰入額を147万4,000円それぞれ増額し、給与費全体では8,047万6,000円の増額です。

25ページはキャッシュフロー計算書、26ページから29ページは給与費明細書でございます。

30ページを御覧ください。この資料は補足的に添付している説明資料でございますけれども、ほぼ中段に3条予算の収支差を掲載しています。本定例会の初日に提出させていただいた補正（第3号）では、その収支差が1億7,220万4,000円であると説明させていただきましたが、このたびの補正により右から2列目、予算現額計の列を見ていただくと2億5,268万円のマイナスとなり、費用が収入を大きく上回る状況になっております。

このたびの補正による財源ですけれども、補正（第3号）で入院収益を2,897万円増額させていただいた医療従事者の処遇改善に向けたベースアップ評価料を充当させていただきます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第134号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第134号議案は、原案のとおり可決しました。

これで議事日程第3号の追加1の審議が終わりましたので、議事日程第3号に戻ります。

日程第8 議員派遣の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり、議員派遣することに決定しました。

日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第121回神河町議会定例会を閉会します。

午前10時50分閉会

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は12月4日に開会され、本日まで15日間の会期でありました。

会期中に町長から提出されました議案は、専決処分の承認1件、人事案件1件、連携協約の変更1件、契約の変更1件、条例の一部改正4件、令和6年度各会計補正予算20件の計28件でありました。

そのうちの1件、第110号議案、令和6年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、12月4日、定例会第1日目に提案説明があり、質疑の後、総務文教常任委員会に審査を付託しました。12月6日開催の総務文教常任委員会においては、債務負担行為で実施しようとする町制20周年記念事業の石彫モニュメント制作について、その意義や費用対効果、再考を求める質疑が相次ぎました。採決では可否同数となり、委員長は現状維持の原則により否決と裁決され、総務文教常任委員会の審査結果は原案否決となりました。12月9日、町長から本会議や総務文教常任委員会の意見を踏まえ、再考する旨の理由で第110号議案の撤回請求が提出され、12月12日、定例会2日目において第110号議案の撤回の件を諮り、許可することに決定しました。改めて、町の全ての事業の企画立案に当たっては、町の財政状況、事業の意義と規模、費用対効果などを慎重に考えていただきますようお願いしておきます。なお、第110号議案の審査を付託しました総務文教常任委員会の藤原委員長ほか委員の方々には、精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、厚く御礼を申し上げます。

撤回されました第110号議案以外の議案は、議員各位の慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問には4名の議員が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長はじめ執行部の皆様には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。

審議の過程において議員各位から述べられました質疑、意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、住民福祉の向上と町政発展のために、引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、来年1月17日には阪神・淡路大震災の発災から30年となります。先月、神戸で開催された災害時の健康被害への備えと実情をテーマとした研修会に参加しました。医師である講師から、今年1月1日に発生した能登半島地震の避難所で検証された課題として、1つ目として、阪神・淡路大震災時の避難所のトイレの不衛生な状況が30年経過しても何ら改善できていないこと。2つ目として、避難所での雑魚寝や炭水化物中心の冷たい食事、トイレ環境の悪さによる排せつ我慢などが健康被害や災害関連死につながっていること。3つ目として、発災後には第一に安全で安心な快適なトイレ、続いて温かい食事の提供、簡易ベッドの導入が必要であると、以上のことが述べられました。

そして、今月13日に、政府は被災者の権利保護を提唱する国際基準であるスフィア

基準を反映し、改定された避難所運営に関する自治体向け指針を発表しました。国際基準を避難所の質向上の指標と位置づけ、災害の発生当初から50人に1個のトイレを用意できるよう備蓄を要請すること。一定期間経過後は20人に1個とし、女性用は男性用の3倍必要であること。生活空間は間仕切りを用意し、1人当たり最低3.5平方メートルのスペースを確保すること。仮設の入浴施設は50人に1つを目安とすること。避難所の衛生対策として土足厳禁とすることなどが明記されたほか、温かい食事の提供方法なども例示されました。

神河町においてもこの指針に沿った対応が求められますが、当然国や県の財政支援も必要です。また、自治体間の広域連携や官民連携も視野に入れた備えをお願いしたいと思います。

結びに、今年も残すところあと僅かとなりました。皆様方におかれましては体調に御留意され、健やかな新年を迎えられますことと、来年11月には町制20周年を迎える神河町のさらなる発展のためにますます御尽力賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第121回神河町議会定例会の閉会に当たり、御礼の御挨拶を申し上げます。

12月4日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じ、慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は本日の追加提案させていただきました14議案含め、令和6年度各会計補正予算をはじめとした全ての案件につきまして、御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。執行部といたしまして、今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言を真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

なお、撤回させていただきました第110号議案、神河町一般会計補正予算（第4号）の神河町制20周年記念事業シンボル・モニュメント制作・設置委託料については、その在り方等を再考させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

シンボル・モニュメントにつきましては、本会議、総務文教常任委員会でも申し上げてきましたが、町内外から世代を超え、多くの皆様に集まっていただけるよう整備を進めている神河町図書コミュニティ施設桜空は、神河町制20周年の令和7年度7月供用開始予定であり、神河町のランドマークとしての当該施設にふさわしく、神河町が未来に維持、継続する町としてのイメージを石彫で表現すべく計画したものであります。

20周年を機に、改めて2050神河将来ビジョン、分野別の目指す姿の中に、3、自然に囲まれて元気に子どもが育つまち、6、世界で活躍できる人が育つまち、7、温

かい交流があふれるまちがあります。今、改めて神河町の一番必要とされる政策は人づくりであると考えています。まちづくりは人づくりと言われます。一朝一夕に実現は困難であります、長期的視点に立ち、特に神河町の未来を担う子供たちへの教育環境の強化が極めて重要と考えます。学校教育だけではなく文化、芸術など、感性や心の豊かさを醸成する取組がこれからのまちづくりには欠かせない要素であり、その拠点としての桜空でもあると考えます。2050年になってもにぎわいのある、地域を担う人々のよりどころ、日常的に集う町のリビング、新しいつながりの創造、町の魅力発信の場、誰もが思い思いに過ごし、世代を超えて笑顔あふれる文化、芸術、創造の場にふさわしいメッセージ性のあるシンボルとしてのモニュメントを設置して、皆が思いを一つにして2050神河将来ビジョンの実現に向けて突き進むための施設であり、その思いの象徴としてのモニュメントでもあります。

制作を依頼したいと考えています彫刻家は、神崎郡福崎町出身で、日本はもとより世界的にも著名な石の抽象彫刻家で知られる牛尾啓三氏によるハートの形をした、神河町をイメージしたメビウスの輪、石像彫刻モニュメントであります。ねじれたメビウスの輪は、調和、無限、永遠、輪廻など様々なイメージを喚起すると言われていています。まさしく20周年を機に、地域創生の新たなステージ、SDGsの理念である持続可能な地域社会、神河町を創造していくにふさわしいモニュメントであると確信しています。牛尾氏の作品は、国道312号線沿いの各市、町にも点在しており、神河町では寺前小学校に設置、また、役場本庁舎、道の駅「銀の馬車道・神河」のモニュメントの設置に当たってはプロデュースもされています。海外では、ここ二十数年間は毎年オーストラリア中心に野外芸術祭などに出展されています。このたび、神河町図書コミュニティ施設桜空にハートのメビウスの輪を設置することにより、石像をテーマとした新たな交流が期待できることと併せて、今後ますます国際交流を推進する上においても、インバウンドを含めた新たな交流についても大いに期待できるものと考えています。

設置費用については、企業版ふるさと納税のうち公園・図書コミュニティ施設に活用できる寄附金、いわゆる一般財源に頼らない特定財源を活用させていただくこととしておりました。身の丈に合った予算執行かつモニュメントの設置ではなく、いろんな思いや願いが凝縮された施設であるからこそ、ハートの形、神河のメビウスの輪は神河町にふさわしいモニュメントであると確信しています。引き続き、議論を重ねてまいりたいと考えます。

さて、今年を振り返ってみますと、年明け早々に発生しました能登半島地震により、多くの貴い命が失われました。現在、復旧、復興に全力を挙げているところでありますが、今なお被災された皆様の御苦難が続いていることに、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。復旧支援として、神河からも4回にわたり避難所支援と家屋被害認定支援に派遣いたしました。引き続き支援要請があれば、速やかに対応できる体制を整えてまいります。

また、地球温暖化の影響を受け、史上最高の暑さを記録した夏でもありました。と同時に、台風の大型化、線状降水帯の多数の発生と豪雨災害の多発化により、今年も全国各地域で多くの被害が発生しました。当地域には幸いにして大きな災害は発生には至りませんでした。常に準備せよの意識を持ち、安全安心のまちづくりの体制を整えてまいります。

国政においては、石破内閣が発足いたしました。石破総理大臣は国における地方創生初代担当大臣であり、このたびの就任に当たりまして、新たな地方創生について対策を講じるとされています。神河町も国の新たな地方創生戦略の中身を十分熟知して、本年度策定する第3期神河町地域創生総合戦略5か年計画に基づき、全力で持続可能な神河づくりに邁進してまいります。

そして、今年も締めくくりは兵庫県内自治体の首長で組織していますヴィッセル神戸を応援する首長の会、事務局を担当している神河町にとっても、ヴィッセル神戸の天皇杯優勝とJ1リーグ2連覇により、大きな盛り上がりで締めくくれる1年であったと感じています。

次に、今年で8シーズン目となります。峰山高原リゾートホワイトピークでは、12月14日、20センチを超えるまとまった積雪の中で安全祈願祭が開催され、20日のシーズンオープンを目指して、人工降雪機46台フル稼働でコースの設営をしているところです。インバウンドにも期待をしながら、今シーズンも大いににぎわいを見せることと期待しております。20日は真っ青な青空の下、ホテル前の中央駐車場は車がいっぱいになることを願うばかりです。また一方で、町内全域の道路の除雪作業につきましては、これまで同様に万全の体制で対応させていただきます。

結びに、今年も残すところ僅かとなりました。これからますます寒さが厳しくなってまいります。議員各位には健康管理を十分にさせていただきますとともに、今年1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝申し上げます。来年におきましても、引き続きの御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。そして、皆様とともにすばらしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時07分
